

美濃市奨学金返済支援補助金 募集要項

美濃市教育委員会

美濃市奨学金返済支援補助金制度について

(1) 補助金の目的

美濃市では、UIJターンを促進することで定住人口の増加を図るため、大学等を卒業後に美濃市に住所を有し、就労を開始したものに対し、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返済の一部について支援を行う。

(2) 補助金の交付要件

- ①令和6年4月1日以降に(3)に掲げる奨学金等の返済を開始しているもので、大学等を卒業した後に美濃市内に住所を有し、企業等に正規雇用され就労を開始したものの。
- ②初回の補助金の交付申請年度において満30歳以下のもの。
- ③市税等の滞納をしていないもの。
- ④奨学金等の返済に対する支援を他から受けていないもの

(3) 補助金対象の奨学金

- ①日本学生支援機構 第一種奨学金
- ②日本学生支援機構 第二種奨学金
- ③その他市長が認める奨学金等

(4) 補助金の算定対象期間・交付対象経費

- ①補助金の交付対象となる経費は、奨学金等の返済計画等で1年間に返済する額の元金とし、繰上げ返済分や滞納繰越分に係る元金については対象としません。
- ②算定対象期間は、補助金の交付を申請する1年度分とする。

(5) 補助金の交付額・期間

- ①補助金算出した額の全額を対象とし、上限を18万円とする。ただし1,000円未満の端数がある場合は切り捨てた額とする。
- ②補助金の交付を受けることができる期間は、はじめて申請を行った年度から起算して10年間とする。
- ③補助金の算定対象期間の間に美濃市の住民でなくなった場合は、住民登録を抹消した日が属する月までを算定対象期間とし、以後は補助金の算定対象期間としない。
- ④補助金は9月及び3月に、それぞれ該当年度の補助金の半額分を支給するものとする。

(6)提出書類

- ①美濃市奨学金返済支援補助金交付申請書(別紙様式第1号)
※補助金を必要とする理由の欄には、就労先から支給された(支給される予定)の給料額等(基本給)を記入すること。
- ②奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を確認することができる書類
- ③返済計画等による1年間の返済額を確認することができる書類
※②③は、日本学生支援機構の奨学金の場合、機構発行の貸与奨学金返還確認票に替えることができる。
- ④大学等の卒業を確認することができる書類(卒業証明書等)
- ⑤現住所を確認することができる書類(住民票)
- ⑥市税の完納証明書
- ⑦就労証明書(別紙様式第2号)

(7)新規募集予定人数

10人程度

(8)提出期限及び提出先

令和6年5月10日(金)までに、美濃市教育委員会教育総務課へ提出(郵送も可であるが令和6年5月10日(金)までに必着であること)

本奨学金は、美濃市奨学金返済支援補助金交付要綱に従って給付するものです。

問合せ先
美濃市教育委員会教育総務課
〒501-3756
岐阜県美濃市生櫛88-24
電話 (0575)35-2711